

北陸エリア「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業 事務局業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

人口が減少し、少子高齢化が進む中、交流人口・関係人口の拡大は地域の活力の維持・発展に不可欠である。ポストコロナにおいても、観光を通じた国内外との交流人口拡大の重要性に変わりはなく、観光は今後とも成長戦略の柱、地域活性化の切り札である。

いわゆる高付加価値旅行者の誘致による経済効果は極めて高く、旺盛な旅行消費を通じて、地域の観光産業のみならず、多様な産業にも経済波及し、地域経済の活性化につながる。また、高付加価値旅行者による旺盛な知的好奇心を伴う自然体験・文化消費を通じ、地域の自然、文化、産業等の維持・発展に貢献することに加え、地域の雇用の確保・所得の増加や域内循環が図られ、持続可能な地域の実現や地方創生に寄与することから、今後のインバウンド戦略において高付加価値旅行者の誘致は重要な柱である。

このため「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」では、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」や、令和6年3月に策定した「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」北陸エリア・マスタープランに基づき、海外からの高付加価値旅行者を更に呼び込むとともに、観光業の高付加価値化を推進していくことを目指すものとする。

2 委託業務名

北陸エリア「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業
事務局業務

3 主な業務内容

別紙「北陸エリア「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業事務局業務委託仕様書」のとおり（以下「別紙仕様書」という。）

4 委託契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

5 委託上限額

13,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ・北陸エリアの令和7年度事業実施計画（別添1）における施策10の取組み。
- ・本事業費については、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局より支払いを受けるものとする。

6 プロポーザル参加資格要件

次に掲げる全ての項目を満たしている者とする。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- (4) 次のいずれにも該当しないこと

ア 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者

エ 取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 取締役等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ク 参加者が破産者で復権を得ないものまたは会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者

ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当する者

コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれらに類する業を営む者

サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者

シ 県税を滞納している者

ス 民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人または未成年者）

セ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- (5) 上記のほか「令和7年3月 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業 事業の手引き」（地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業事務局）（事業の手引きは、プロポーザルに参加申込を行った者に対し、個別に示すものとする。）の6ページ目に定める参加資格要件を満たすこと。

7 プロポーザルの参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、令和7年4月14日（月）12時（必着）までに「参加申込書」（様式1）を電子メールで提出すること（必ず電話で着信確認すること）。

提出先 「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」
（窓口）富山県観光推進局観光振興室国際観光課
E-mail : ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

8 プロポーザルに関する質問

プロポーザルに関して質問がある場合、令和7年4月14日（月）12時（必着）までに、「質問票」（様式2）を電子メールにより提出すること（必ず電話で着信確認すること）。

提出先 「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」
（窓口）富山県観光推進局観光振興室国際観光課
E-mail : ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

その他

- ・評価基準の配点に関する質問、他の応募者に関する質問、その他本プロポーザルに関係のない質問は受け付けないものとする。
- ・質問に対する回答は、原則として令和7年4月16日（水）までに参加者に対しメールで回答する。

9 企画提案書の提出

本プロポーザルの参加を申し込んだ者は、次のとおり企画提案書等を電子メールにより提出すること。

- (1) 提出期限

令和7年4月21日（月）12時（必着）

- (2) 提出先

「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」
（窓口）富山県観光推進局観光振興室国際観光課

(3) 提出書類

①企画提案書（任意様式、A 4 版で最大10ページ以内）

- ア 別紙仕様書に示す事務局としての業務を遂行する上での企画提案（業務の進め方、スケジュールに関する考え方も含めること）
- イ 別紙仕様書に示す事務局としての業務の遂行にあたり、追加可能な独自企画があれば提案すること
- ウ 北陸エリアの令和7年度事業実施計画（別添1）の全体を通して、事務局としての業務以外に、追加可能な提案があれば含めること

②組織体制等（任意様式）

- ア 組織の概要
- イ 業務を進めるための組織内の実施体制及び配置担当者等（予定人数を含め、担当する業務ごとに記載すること）

③経費見積書（任意様式、A 4 縦で1 ページ以内（片面1 枚））

- ア 本委託業務を履行するための一切の経費を算出し、見積書を提出すること（見積書には、経費の内訳を具体的に記載すること。例えば「一式」といった表現ではなく、「単価×項数」など項目の詳細を示すこと。）
- イ 上記5の予算の範囲で作成すること。なお、北陸エリアの令和7年度事業実施計画（別添1）に定める施策10の事務局業務経費以外に、施策1～9の遂行にあたり、事務局としての管理費等が別途発生する場合、その経費又は経費の考え方についても見積書において示すこと（施策1～9ごとの事業費及び全体事業費は、プロポーザルに参加申込を行った者に対し、個別に示すものとする）

10 審査

(1) 審査方法

参加者が提出した書類について審査を行い、最も優れた提案をした者を契約候補者として選定する。

なお、本業務の企画提案に係るプレゼンテーションは実施しない。

(2) 審査基準

別紙「提案書評価基準」のとおり

(3) 結果通知

参加者に対し審査結果を通知する。なお、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

(4) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ② 他の参加者と企画提案の内容について相談を行ったことが判明した場合
- ③ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平

性に影響を与える行為があった場合

④ その他、本実施要領に違反する行為があった場合

11 その他

- (1) 企画提案書作成等に要するすべての費用は、参加者負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 契約候補者とは、契約候補者、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」及び観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」事務局との3者で協議のうえ、契約内容や締結者を協議し、契約を締結するものとする。ただし、必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合があり、この場合、次点の者と契約締結について協議するものとする。
- (3) 委託料には、雇用者等の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (4) 委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」に属するものとする。

12 実施スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) プロポーザル参加申込締切 | 令和7年4月14日（月）12時 |
| (2) プロポーザル質問書提出締切 | 4月14日（月）12時 |
| (3) プロポーザル企画提案書等提出期限 | 4月21日（月）12時 |
| (4) 書面審査 | 4月下旬（予定） |
| (5) 審査結果の通知・契約候補者の決定 | 4月下旬（予定） |

13 提出・問合せ先

「高付加価値インバウンド観光地づくり北陸エリア準備会」

（窓口）富山県観光推進局観光振興室国際観光課 裏田、児玉

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 TEL：076-444-8752

E-mail：ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp